

有限会社ヒシナカ運輸 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 8月 1日～ 令和9年 7月 31日までの 3年間
2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1ヵ月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする
男性社員・・・取得率を50%以上にすること
女性社員・・・取得率を80%以上にすること

＜対策＞

- 令和6年 8月以降 男性社員も育児休業が取得できることを、社内報等を通じ積極的に周知を図る
- 令和6年 8月以降 社員本人または配偶者の出産時期が近づいた場合に、育児支援措置についての相談を受けることのできる窓口の積極的な利用を推進

目標2：看護休暇について、対象の範囲を小学校3年生終了までの子とし、法を上回る取り組みとする

＜対策＞

- 令和6年 8月以降 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和6年 8月以降 制度導入
社内報等による社員へ積極的に周知を図る